

岡崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に  
係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

岡崎市長 内 田 康 宏

## 岡崎市条例第45号

岡崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援  
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。次条及び第3条において「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定介護予防支援事業者の指定)

第3条 指定介護予防支援事業者の指定に係る法第115条の22第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人である者とする。

(基本方針)

第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

（従業者）

第5条 指定介護予防支援事業者は、規則で定めるところにより、当該指定に係る事業所（次条及び第9条第1項において「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに指定介護予防支援の提供に当たる保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（第9条第1項及び第2項において「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第6条 指定介護予防支援事業者は、規則で定めるところにより、指定介護予防支援事業所ごとに管理者を置かなければならない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、規則で定めるところにより、事業の運営についての重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する事業に関する基本的な方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由がなく、指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

（秘密保持）

第9条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第10条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第11条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第12条 第4条から前条までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。